

第1回 バス事業のあり方検討会

日 時：平成24年10月25日（木）
13：30～15：30
場 所：金融庁 1415 会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 自動車局長 挨拶
3. 委員紹介
4. 座長選出
5. 座長挨拶
6. 本検討会の趣旨と検討課題について
7. バス事業のあり方検討会の最終報告、関越道における高速ツアーバス事故とその後の高速ツアーバスの安全確保のための取組状況について
8. 本検討会の主要論点と検討の進め方について
9. 高速ツアーバス事故を受けた安全対策の方向性等について
10. 閉 会

○ 配布資料

- ・ 資料1 委員名簿及び第1回出席者名簿
- ・ 資料2 配席図
- ・ 資料3 バス事業のあり方検討会について
- ・ 資料4 「バス事業のあり方検討会」の最終報告（平成24年3月）について（概要）
- ・ 資料5 関越道における高速ツアーバス事故とその後の高速ツアーバスの安全確保のための取組状況について
- ・ 資料6 検討会の主要論点と検討の進め方について
- ・ 資料7 運行管理者制度の現状及び課題について
- ・ 資料8 「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」について
- ・ 資料9 「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」中間取りまとめ案について
- ・ 資料10 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の状況について

「バス事業のあり方検討会」委員名簿

学識経験者	中村 文彦	横浜国立大学大学院教授	
	加藤 博和	名古屋大学大学院准教授	
	酒井 一博	労働科学研究所所長	
	寺田 一薫	東京海洋大学教授	
	若林亜理砂	駒沢大学教授	
有 識 者	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ・パートナー&ディレクター	
	和田由貴夫	バスラマ・インターナショナル編集長	
消費者代表	鈴木 基代	(独)国民生活センター相談情報部長	
	小田 征一	京成バス(株)取締役相談役	
業界関係者	富田 浩安	日の丸自動車興業(株)代表取締役社長	
	上杉 雅彦	神姫バス(株)代表取締役社長	
	村瀬 茂高	WILLER TRAVEL(株)代表取締役	
	池田 浩	(株)ジェイティービー執行役員旅行事業本部副本部長	
	梶田 隆弘	クラブツーリズム(株)取締役バス旅行部長	
	楠木泰二郎	新日本ツーリスト(株)代表取締役社長	
	鎌田 佳伸	全国交通運輸労働組合総連合軌道・バス部会事務局長	
	清水 昭男	日本私鉄労働組合総連合会交通政策局長	
	佃 栄一	日本鉄道労働組合連合会自動車連絡会顧問	
	滝口 明彦	日本労働組合総連合会社会政策局長	
	行政関係者	橋本 清仁	国土交通省大臣政務官
		武藤 浩	国土交通省自動車局長
		清谷 伸吾	国土交通省自動車局次長
		坂 明	国土交通省大臣官房審議官(自動車局)
		若林 陽介	国土交通省大臣官房審議官(国土政策局、自動車局)
川勝 敏弘		国土交通省自動車局総務課長	
鈴木 昭久		国土交通省自動車局旅客課長	
下野 元也		国土交通省自動車局安全政策課長	
寺田 吉道		観光庁観光産業課長	
秋田 未樹		関東運輸局自動車交通部長	
井上 剛志		警察庁交通局交通企画課長	
美濃 芳郎		厚生労働省労働基準局監督課長	
(事務局)		国土交通省自動車局旅客課	

バス事業のあり方検討会(第1回)配席図
 < 合同庁舎第7号館(金融庁) 14階 共用会議室2(1415) >

【 入 口 】

	厚生労働省 労働基準局 監督課 美濃基長	JR連合 自動車連 合顧問 会	連合 社会政策 局局長 滝口	
自動車局 旅客課 小熊 調整官	○	○	○	○ 私鉄総連 交通政策局 清水 局長
自動車局 旅客課 武田 企画官	○			○ 交通労連 軌道・バス部会 鎌田 事務局長
自動車局 安全政策課 谷川 推進官	○			○ (独)国民生活センター相談情報部 鈴木 部長
自動車局 安全政策課 下野 課長	○			○ バスラマ・ インターナショナル 和田 編集長
自動車局 坂 審議官	○			○ 労働科学研究所 酒井 所長
自動車局 武藤 局長	○			○ 東京海洋大学 寺田 教授
大臣政務官 橋本 政務官	○			○ (座長) 横浜国立大学大学院 中村 教授
自動車局 清谷 次長	○			○ 名古屋大学 加藤 准教授
自動車局 若林 審議官	○			○ 京成バス(株) 小田 社長
自動車局 総務課 川勝 課長	○			○ 日の丸自動車興業(株) 富田 社長
観光庁 観光産業課 寺田 課長	○			○ 神姫バス(株) 上杉 社長
関東運輸局 自動車交通部 秋田 部長	○	○ WILLER TRAVEL(株) 村瀬 代表取締役		
	新日本 楠木ツ ーリス ト社 長(株)	ク ラ バ ス ブ ツ ー リ ズ ム (株) 梶田 行部 部長	(株) J T B 旅 行 事 業 本 部 副 本 部 長	

「バス事業のあり方検討会」について

資料3

趣 旨

関越自動車道高速ツアーバス事故等を踏まえ、当該事故の緊急対策において引き続き検討すべきとされた事項を中心に検討を行う。なお、個別の検討会又はワーキンググループが設置されている検討事項については、これらの検討結果の報告を聴取し、検討事項全体のとりまとめを行う。

検討の方向性

※太字は本検討会のコア検討事項

- ① **運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化**
- ② **「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進** ← 移行に向けた取組み状況を報告
- ③ **参入規制のあり方の検討**
- ④ 運賃・料金制度のあり方の検討 ← **運賃・料金ワーキンググループ** から検討結果の報告を受け、議論
- ⑤ 監査体制の強化 ← **監査のあり方検討会** から検討結果の報告を受け、議論
- ⑥ 処分の厳格化 ← **監査のあり方検討会** から検討結果の報告を受け、議論
- ⑦ 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保 ← **運賃・料金ワーキンググループ** から検討結果の報告を受け、議論
- ⑧ **業界・事業者における安全確保のための自主的な取組みの強化** ← 現状説明、業界提案を踏まえ議論

○ メンバー

学識経験者	・中村文彦 横浜国立大学大学院教授(座長) ・寺田一薫 東京海洋大学教授(監査のあり方検討会座長) ・酒井一博 労働科学研究所所長(過労運転防止検討会座長) ・若林亜理砂 駒沢大学教授(「バス事業のあり方検討会」) ・加藤博和 名古屋大学大学院准教授(「バス事業のあり方検討会」、運賃・料金WG)
有識者	・秋池玲子 ポストンコンサルティンググループ・パートナー&ディレクター(「バス事業のあり方検討会」) ・和田由貴夫 バスラマ・インターナショナル編集長(「バス事業のあり方検討会」)
消費者代表	・鈴木 基代 (独)国民生活センター相談情報部長
業界関係者	・バス業界、旅行業界、労働組合
行政関係者	・国土交通省(政務官、自動車局、観光庁、関東運輸局)、警察庁交通局、厚生労働省労働基準局

スケジュール

- ・第1回を10月25日に開催
- ・第3回(12月)において各検討会、WGからの報告を行い、中間とりまとめ
- ・第5回(3月)において最終とりまとめ

「バス事業のあり方検討会」の最終報告(平成24年3月)について(概要)

1. 検討の経緯

- ①高速ツアーバスの急激な台頭
 - ②貸切バス事業の安全確保対策に関する総務省勧告(平成22年9月)
- 等を踏まえ、平成22年12月設置。平成23年6月中間報告。平成24年3月30日最終報告書を公表。

2. 検討会の構成

【学識経験者】

竹内 健蔵 東京女子大学教授
若林亜理砂 駒澤大学教授
加藤 博和 名古屋大学准教授

【有識者】

秋池 玲子 ボストンコンサルティンググループ
ディレクター
和田由貴夫 バスラマ・インターナショナル編集長

【業界関係者】

小田 征一 (社)日本バス協会高速バス委員長
富田 浩安 (社)日本バス協会貸切委員長
上杉 雅彦 (社)日本バス協会地方交通委員長
興津 泰則 (社)日本旅行業協会部長
有野 一馬 (社)全国旅行業協会専務理事
村瀬 茂高 高速ツアーバス連絡協議会会長
成定 竜一 高速ツアーバス連絡協議会顧問

【労働組合関係者】

鎌田 佳伸 全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)
軌道・バス部会事務局長
清水 昭男 日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)
交通政策局長
佃 栄一 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)
自動車連絡会特別幹事

※上記の他、国土交通省(自動車局、観光庁)、警察庁も行政委員として参加。

高速ツアーバスの問題点

【契約形態】

高速ツアーバスの主催者は利用者に対して道路運送法上の安全確保の責任を負わない。

【安全性・利便性】

運行を委託される貸切バス事業者の中には法令遵守意識の低い者も存在。

【乗降場所】

停留所が設置されていない。大都市のターミナル駅周辺の混雑や違法駐停車。

【競争条件】

高速乗合バスなら課される様々な義務を負っておらず、競争条件が公平ではない。



利用者の乗車中又は乗車時間になるまでの間、公道上で待機するバス車両



バスへの乗車案内時間までの間歩道上に滞留する利用者



公道においてガードレールを跨いでの乗車が行われている様子

新たな高速乗合バスへの移行

- ◇高速ツアーバスは実態としては高速乗合バスと同様の定時・定路線での運行であり、高速乗合バスと同じ規制の下で、乗合バスとして運行することが適当。
- ◇高速乗合バスと高速ツアーバスのそれぞれの長所を活かし、「柔軟な供給量調整」や「柔軟な価格設定」等が可能な、安全確保措置を講じた新たな高速乗合バス規制を導入。
- ◇高速ツアーバス事業者に対し、新たな高速乗合バスへの移行を強力に指導・支援し、新たな高速乗合バス規制の下での一本化を図る。(平成24・25年度が集中移行期間)
- ◇関係者の協力を得つつ、移行に必要なバス停留所の確保を支援。

貸切バス分野における対策

◇貸切バス事業の適正化・活性化のため、以下のような対策を実施。

①貸切バス事業者における法令遵守体制の確保

運行管理者制度・整備管理者制度の強化等や新規参入時のチェックの厳格化を図る。

②事後チェックの強化

より効果的・効率的な監査や行政処分を実施するため、各種の見直しを実施。悪質な事案については刑事告発を行う。

③発注者と貸切バス事業者の相互理解の促進

「貸切バス利用ガイドライン」の策定等を通じ、発注者と貸切バス事業者の相互理解と、安全性の高い貸切バス事業者の選択を促進。

④営業面の規制の見直し

運賃・料金規制等について、ワーキンググループを設け、さらなる検討を実施。

関越道における高速ツアーバス事故と その後の高速ツアーバスの安全確保 のための取組状況について

●事故の概要

4月29日（日）午前4時40分頃、関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡し、乗客38名が重軽傷を負うという事故が発生。

●事故後の国土交通省の対応

対策本部の設置

- ・4月29日 直ちに自動車局及び関東運輸局並びに観光庁に対策本部を設置。
- ・5月 5日 上記対策本部を統合の上、国土交通大臣を本部長とする「関越自動車道における高速ツアーバス事故対策本部」に格上げ。
- ・5月14日 政務三役会議の下に国土交通副大臣を座長とする「関越自動車道における高速ツアーバスの事故を踏まえた公共交通の安全対策強化に係る検討チーム」を設置。
- ・6月 6日 「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」をとりまとめ、6月11日の政務三役会議において正式決定。各事項については、7月以降順次実施しているところ。

高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について（平成24年6月11日決定）

今夏の多客期の安全確保のための緊急対策

1. 緊急重点監査の実施とその結果の活用
2. 乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直し
3. 運送に関する文書の作成・保存の義務付け
4. 旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加
5. 「高速バス表示ガイドライン」及び「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン」の策定・活用の周知
6. 旅行業者による「安全運行協議会」の設置の推進
7. 旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け
8. 利用者等から国への通報窓口をネット上に設定
9. 行政処分事業者に係る詳細情報の公表
10. 行政と関係業界等との輸送の安全確保のための体制の構築

引き続き検討すべき事項

1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
3. 参入規制のあり方の検討
4. 運賃・料金制度のあり方の検討
5. 監査体制の強化
6. 処分の厳格化
7. 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
9. 運輸安全委員会の調査対象の見直し（重大な事業用自動車事故等）
10. その他

リストの公表

利用者・旅行業者が高速ツアーバスを利用・企画する際に安全な貸切バスの選択に資する情報を提供するため、今夏の多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向のある貸切バス事業者について「高速ツアーバス運行事業者リスト」として整理し、5・6月に実施した緊急重点監査の状況等を記載の上、公表。

○7月18日（水） 各社の自主的取組や監査の状況を記載したリストの公表

リストの活用方法

①貸切バス事業者

- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行しようとするときは、速やかに掲載を申し出るよう指導。
- ・ 上述の事業者が1年以内に監査を受けていない場合には、速やかに監査を実施。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した際は、公表し、監査を実施。

②旅行業者

- ・ リストにない貸切バス事業者に高速ツアーバスの運行を依頼しようとするとき等は、当該貸切バス事業者が上述の申出をするよう、旅行業者においても働きかけるよう指導。
- ・ 高速ツアーバスを企画する旅行業者に運行の安全確保を図る観点からリストを適切に活用するよう指導。

③利用者

- ・ 高速ツアーバスを利用する際は、リストを適切に活用するよう周知。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した場合、国土交通省に連絡するよう周知。

高速ツアーバス運行事業者リスト（抜粋）

リスト番号	貸切バス事業者名	事業者の概要			安全に関する自主的取組状況				最近の監査状況	
		本社所在地 (都府県)	営業所所在地 (都府県)	保有車両数 (貸切バス)	貸切バス安全性評価の認定 注1	高速ツアーバス安全確保指針の取組状況 注2	安全運行協議会への加盟状況 注3	安全マネジメントの評価 注4	監査着手日	運行の安全確保の観点から 重大又は悪質な法令違反の有無
515	サンテック観光(株)	愛知	愛知	6			○		H24.6.13	調査中(※1)
909	サンマリンツアー(株)	宮崎	宮崎	7		◎	○		H24.6.8	調査中(※2)
229	朝日観光バス(株)	山形	山形	10			○		H24.6.25	調査中(※3、4)
809	肱南観光バス(株)	愛媛	愛媛	23			○		H24.5.11	調査中(※3、4、5)
616	(有)阪和観光バス	大阪	大阪	6					H24.5.18	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
324	イーグルバス(株)	埼玉	埼玉、東京	41	○		○	○	H24.5.18	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
610	WILLER EXPRESS西日本(株)	大阪	大阪	22		◎	○	○	H24.6.8	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
366	(株)旅バス	東京	東京、神奈川	43		◎	○	○	H24.5.25	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
801	海部観光(株)	徳島	徳島	16	○	◎	○	○	H24.5.10	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
532	菰野東部交通(株)	三重	三重、千葉	26			○		H23.8.24	H24.6.14行政処分済(※3、4)

※1 日雇い運転者を複数選任していた。

※2 乗務時間等の基準が大多数(16件以上★)遵守されていない。

※3 乗務時間等の基準が多数(6件以上16件未満★)遵守されていない。

※4 運転者に対する指導監督(運輸規則第38条第1項又は第2項)が多数(第1項については50%以上100%未満、第2項については50%以上)実施されていない。

※5 運転者に対して点呼が多数(20%以上50%未満)実施されていない。

★ 監査対象期間(1ヶ月)において最も違反件数の多い運転者に係る違反件数

注1 日本バス協会が実施する「貸切バス事業安全性評価認定制度」における認定状況(一ツ星以上取得:○)

注2 高速ツアーバス連絡協議会が定める「高速ツアーバス安全確保指針」の取組状況(全項目対応済:◎、過半数項目対応済:○) 高速ツアーバス連絡協議会の公表資料による。

注3 貸切バス事業者の申出による。

注4 国及び第三者機関による評価(当該事業者が惹起した事故を契機として行われた評価を除く)の有無 (保有車両200両未満の事業者:○)

緊急重点監査の結果概要

緊急重点監査の対象事業者		298者	100%
立入検査時に指摘を受けた事業者〔精査中〕		250者	83.8%
(1)乗務時間等の基準		192者	64.4%
	一部(6件未満)遵守されていない	131者	43.9%
	多数(6件以上16件未満)遵守されていない	54者	18.1%
	大多数(16件以上)遵守されていない	7者	2.3%
(2)運転者に対する点呼		48者	16.1%
	一部(20%未満)実施されていない	30者	10.0%
	多数(20%以上50%未満)実施されていない	13者	4.3%
	大多数(50%以上)実施されていない	5者	1.6%
(3)運転者に対する指導監督		118者	39.5%
一般的な指導監督	一部(50%未満)実施されていない	78者	26.1%
	多数(50%以上100%未満)実施されていない	28者	9.3%
	全く実施されていない	3者	1.0%
特別な指導	多数(50%以上)実施されていない	31者	10.4%
(4)日雇い運転者		22者	7.3%
	1名選任していた	7者	2.3%
	複数選任していた	15者	5.0%
(5)名義貸し		0者	0%
(6)営業区域外で運送していた		50者	16.7%
(7)運行指示書を作成していない		5者	1.6%
(8)社会保険等に参加させていない		33者	11.0%
(9)その他		189者	63.4%

(注) 赤字:高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、1つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの
 黄字:高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、2つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの

左記の(注)の基準に該当する事業者数:48者, 16.1%

立入検査を実施した高速ツアーバスを企画実施している旅行業者	59者
立入検査時において指摘を受けた旅行業者〔精査中〕	28者
・登録事項変更届、取引額の届出の提出がされていなかった(旅行業法第6条の4等関係)	8者
・旅行業約款、旅行業務取扱料金表等の掲示不備(旅行業法第12条等関係)	10者
・取引条件説明書面等の未交付、記載不足等(旅行業法第12条の4等関係)	21者
・貸切バスの営業区域外の運送(旅行業法第13条関係)	2者

※1: 指摘事項については、改善措置を図るよう指導済み。

今後、内容の精査が済み次第、必要に応じて、行政処分を実施。

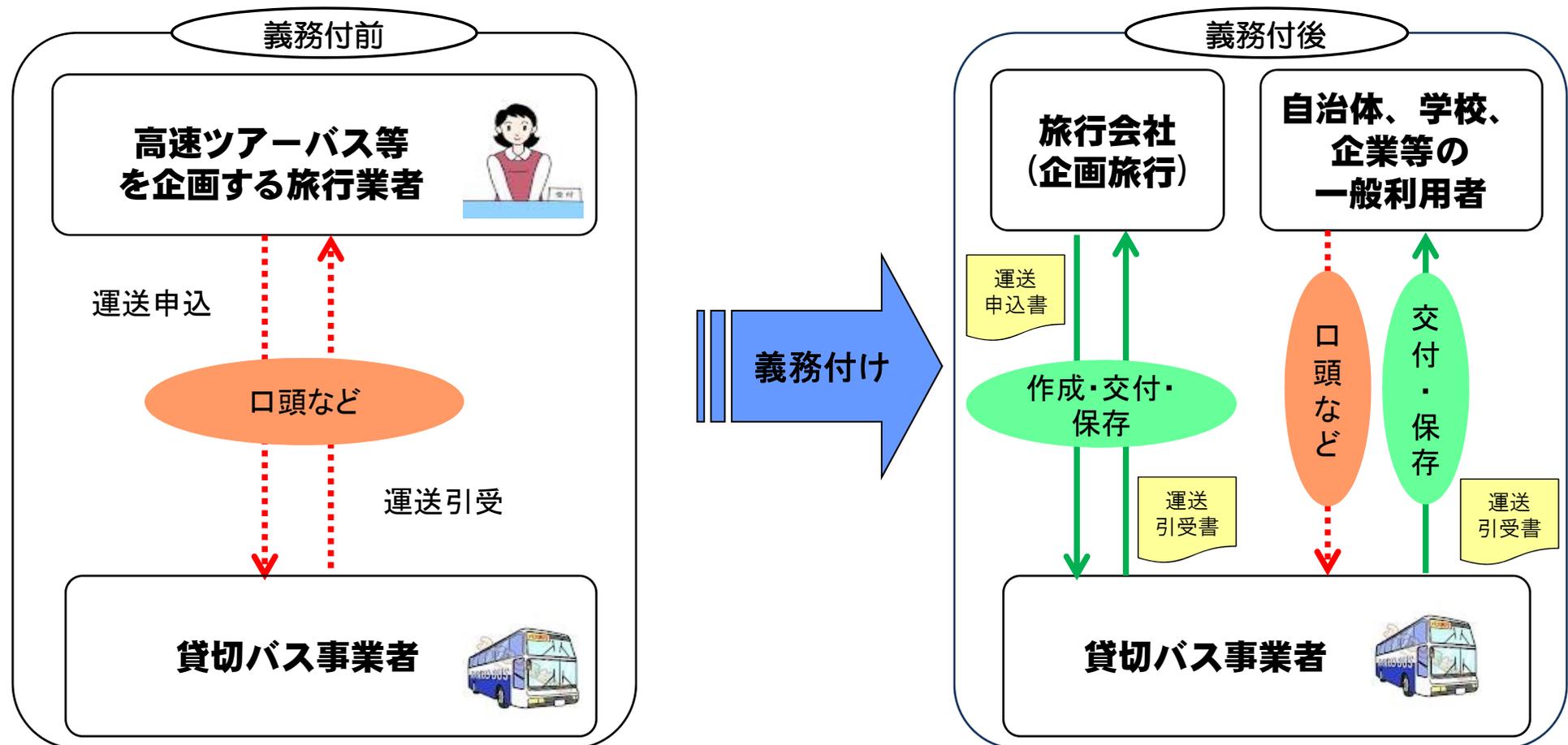
※2: 高速ツアーバスを企画実施している旅行業者59者のうち、観光庁長官登録旅行業者は、8者。

都道府県知事登録旅行業者は、51者。

旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

- 高速ツアーバス等における法令遵守体制の確保
 - ・ 旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化
 - ・ 法令に違反する契約内容での契約や運行の確認の容易化
 - ① 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
 - ② 監査等による事後確認

7月1日（日）高速ツアーバスについて開始（高速ツアーバス以外の貸切バスについては7月20日（金）開始）



高速乗合バス及び高速ツアーバスにおけるインターネット（携帯電話用サイトを含む。以下同じ。）、紙媒体及び車両における表示を対象に、高速乗合バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による表示の改善や国による関係者への指導における指針として、策定し、公表（6月29日（金））。

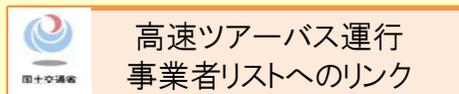
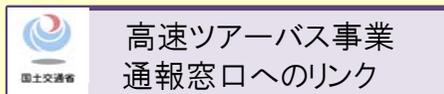
表示内容

インターネット（携帯電話用サイトを含む。）における表示

表示を必須とする事項

- ① 高速乗合バスと高速ツアーバスの別
- ② 実際に運行を行う貸切バス事業者名とリスト番号（高速ツアーバスの場合）
- ③ 実車走行距離
- ④ 所要時間（見込み）
- ⑤ 交替運転者（例：2名乗務／1名乗務）
- ⑥ 運行バス事業者が加入する任意保険（共済）の概要（例：「対人無制限」）
- ⑦ 安全運行協議会の設置の有無（高速ツアーバスの場合）
- ⑧ 乗降場所

等



表示を推奨する事項

- ① 安全性の向上のための自主的な取組（例：貸切バス事業者の選定基準、運転者の配置基準への適合性、バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等）

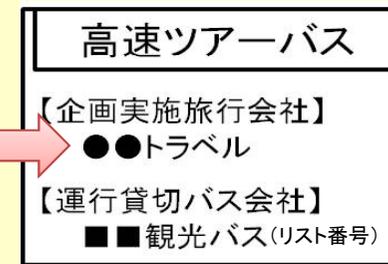
等

紙媒体における表示

- ① 利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」と「高速ツアーバス（旅行商品）」の別が容易に判別できるよう表示。
- ② インターネットにおける表示事項が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者がより詳しい情報を得られるよう表示。

車両における表示

車外への表示（高速ツアーバスに限る。）



車内での表示

走行距離が400km以上の運行については、利用者の目に留まりやすい場所に、以下の事項を掲示又は備え付けることとする。

- ① 関係する事業者名
 - ② 運行経路
 - ③ 走行距離
 - ④ 交替運転者の配置計画
 - ⑤ 安全運行協議会への参加
 - ⑥ 車両の初年度登録月日
- 等

車内での放送

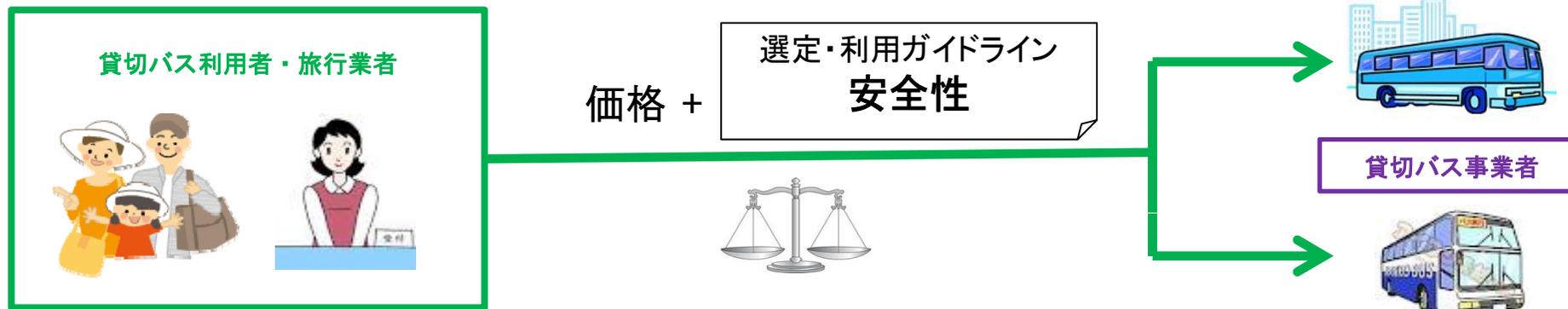
走行距離が400km以上の運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者（交替運転者を含む。）が氏名、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）について車内放送を行うこととする。

旅行業者、地方自治体、学校関係者等の発注者が、安全性を重視して貸切バスを選定していただけるよう、貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したガイドラインを策定し、その活用について周知を図るとともに、これに沿った貸切バスの選定がなされるよう指導・要請（6月29日（金）公表）。

選定・利用のポイント（例）

- ①行程検討の際の留意点
 - ・運転者の労働時間、運転時間、休憩等についての規則等を前提とした行程の作成
- ②事業者の選定に関する留意点
 - ・事業許可・営業区域の確認
 - ・サービスの安全性を判断する上で参考となる情報（行政処分の状況、任意保険加入状況、貸切バス事業者安全性評価認定制度、高速ツアーバス運行事業者リスト）
- ③貸切バス調達に係る入札・契約における留意点
 - ・安全性を含めて総合的に評価する選定方法を推奨（安全性に係る評価項目を提示）
- ④運送契約に関する留意点
 - ・標準運送約款の要点（運送申込みと契約の成立、契約の変更、運賃及び料金、キャンセル料）
 - ・事故・故障等緊急時の連絡先・対応の確認

貸切バス選定・利用ガイドラインの役割



「高速ツアーバス安全運行協議会」の設置について

旅行業者と貸切バス事業者とが一体となった高速ツアーバスの運行の安全性向上への取り組みを促進するため、旅行業者が高速ツアーバス安全運行協議会を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を发出。

構成員

- ①高速ツアーバスを企画実施する旅行業者（主宰者）
- ②高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者
- ③その他の安全運行の確保に必要な関係者

主な活動内容

①自主的な安全確保対策の確立

法令遵守に加え、自主的な安全確保対策を確立する。
(例：交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、安全な乗降場所、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等)

②貸切バス事業者の営業所等の調査

旅行業者のスタッフが、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、法令遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③乗降場所等での実地調査

旅行業者のスタッフが、ターミナル付近の乗降場やSA・PA等において、法令遵守状況等を抜き打ちで調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

④報告

旅行業者は、協議会の活動状況を国又は都道府県に報告する。

安全運行協議会

高速ツアーバスを
企画実施する旅行業者

常時運行を行う
貸切バス事業者 A

常時運行を行う
貸切バス事業者 B

常時運行を行う
貸切バス事業者 C

繁忙期に運行を行う
貸切バス事業者 D

繁忙期に運行を行う
貸切バス事業者 E

その他の安全運行の確保に
必要な関係者 F

旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け

表示のイメージ

旅行商品に関する情報

商品名 ○○○○○
旅行日程 乗車地 ○○(○○駅○○口○○前) ○○:○○発 実車走行距離: ○○○km
降車地 ○○(○○駅○○口○○前) ○○:○○着 交替運転者: ○名乗務
出発日 ○月○日~○月○日までの毎金・土・日曜日 旅行日数:○日
旅行代金 一人あたり○○○○円(○才以上 ○才未満はご利用いただけません。)
最少催行人員 ○○名
利用予定貸切バス会社 ○○バス株式会社 安全性評価認定事業者
(複数列記) 自動車保険(任意保険):対人賠償無制限 等

バスの安全に関する情報

安全運行協議会の設置の有無
運転者の配置基準への適合性に関する情報(デジタル式運行記録計、ふらつき注意喚起装置等) 等
(7月1日(日)改正省令施行)

旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項の追加(省令改正)

旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを旅行者に提供する行為を追加し、高速ツアーバスに係る安全の確保を図る。

(7月1日(日)改正省令施行)

概要

高速ツアーバスに係る企画旅行の広告表示や貸切バス事業者の安全性に関する情報について、利用者等から通報を受けるため、国土交通省のホームページ上に「高速ツアーバスの安全通報窓口」を設置する（7月2日（月）運用開始）。

主な通報項目

①利用した高速ツアーバスに関する情報

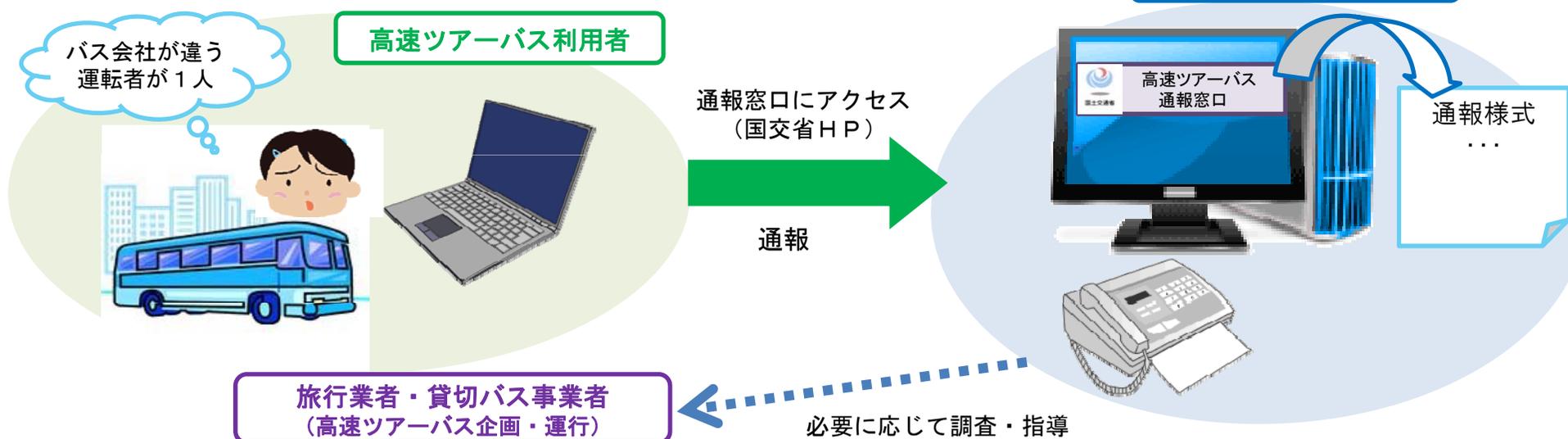
旅行者・貸切バス事業者の名称、バスの発着日時・場所 等

②高速ツアーバスの安全に関する情報（以下の項目から複数選択する）

- 実際に乗車したバスは、高速ツアーバス運行事業者リストに掲載されていないバス事業者だった。
- 事前の情報に、乗務運転者の人数の記載がなかった。
- 事前の情報では乗務運転者が「2名乗務」となっていたのに、実際には運転者は1名（交替もなし）だった。
- 1人の運転者が休憩も交替もすることなく、連続して長時間（4時間以上）運転していた。
- 実際に乗車したバスの出入口付近に、旅行者や運行する貸切バス事業者の名称の表示がなかった。
- その他（自由記入）

等

高速ツアーバスの安全通報窓口のイメージ



概要

- 6月に行政処分を行った事業者から詳細情報を公表（7月）。（国土交通省HPのネガティブ情報）
- 貸切バスのほか、乗合バス、ハイヤー・タクシー、トラックも対象とする。

行政処分事業者の詳細情報（イメージ）

行政処分等の年月日	平成●年●月●日
事業者の氏名または名称	●●バス株式会社（代表取締役 ○○ ○○）
事業者の所在地	●●県●●市●●町●番●号
営業所の名称	●●営業所
営業所の所在地	●●県●●市●●町●番●号
行政処分の内容	輸送施設の使用停止（●日車）
主な違反の条項	道路運送法第20条、同法27条第1項
違反行為の概要	<p>●年●月●日に●●を端緒として監査実施。 ●件の違反が認められた。</p> <p>①営業区域外運送（道路運送法第20条） ②運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準告示違反（運輸規則第21条第1項） ③点呼実施違反（運輸規則第24条第1項） ④日雇い運転者の選任違反（運輸規則第36条第1項） ⑤運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項） ⑥…</p>
違反点数（事業者）	●点
違反点数（営業所）	●点

従来は、代表的な違反行為のみを記載し、他●件と表記

違反事項を詳細化

6月分の公表から詳細化予定

各地方ブロック毎に地方運輸局が事務局となって「〇〇地方高速ツアーバス安全対策会議」を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を発出。

構成員

以下の者から構成する。

- ① 地方運輸局（主宰者）
- ② 都道府県の旅行業担当課
- ③ 高速ツアーバスを企画実施する旅行者
- ④ 高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者
- ⑤ その他地方運輸局長が適当と認める者

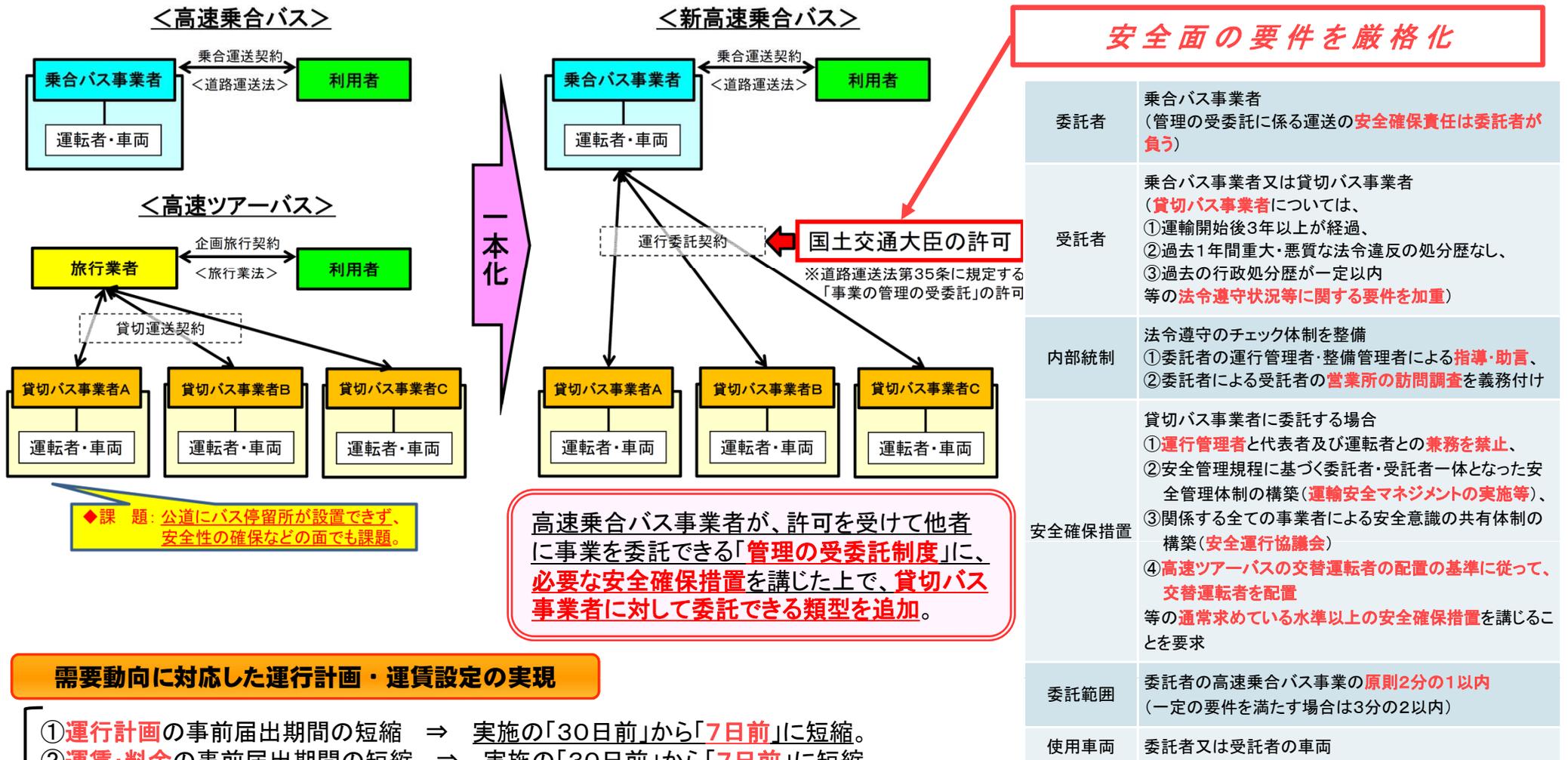
主な活動内容

- ① 高速ツアーバス及び新たな高速乗合バスの安全対策の周知徹底と確実な実施の確保
- ② 高速ツアーバスから新たな高速乗合バスへの円滑な移行のための支援

「新高速乗合バス」への移行について

＜基本的な考え方＞

- ① 高速ツアーバスから新高速乗合バスへ **早期に一本化**。(平成25年7月末日目標)
- ② 高速ツアーバスの長所とされた柔軟な供給量調整・価格設定をできるだけ実現。
- ③ 関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保の観点から、**厳格に制度設計**。



需要動向に対応した運行計画・運賃設定の実現

- ① **運行計画**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「**30日前**」から「**7日前**」に短縮。
- ② **運賃・料金**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「**30日前**」から「**7日前**」に短縮。
- ③ **幅運賃**の設定 ⇒ 割引運賃について、運賃タイプ毎に、**上限額と下限額(上限額の80%以上)**の幅による届出が可能。

検討事項

1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
 2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
 3. 参入規制のあり方の検討
 4. 運賃・料金制度のあり方の検討
 5. 監査体制の強化
 6. 処分の厳格化
 7. 旅行者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
 8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
- 等

バス事業のあり方検討会

※10月25日第1回開催
年度内とりまとめ予定

(メンバー) 橋本政務官、学識経験者、有識者、業界関係者、労働組合、行政関係者
(主な検討事項) ○運行管理者制度等の見直し(選任要件の厳格化等)
○参入規制のあり方、公正な取引の確保方策の検討 等

貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ

※11月1日第3回開催予定
年度内とりまとめ予定

(メンバー) 学識経験者、有識者、貸切バス事業者、旅行者、労働組合、行政関係者(自動車局旅客課長、観光庁観光産業課長ほか)
(主な検討事項) ○運賃・料金の設定方法や遵守のための検討 等

自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会

※10月17日第3回開催
年度内とりまとめ予定

(メンバー) 学識経験者、有識者、行政関係者(オブザーバー)
(主な検討事項) ○監査の実施方法、実効性のある処分のあり方、監査に係る体制 等

高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会

※7月30日第4回開催
年度内とりまとめ予定

(メンバー) 学識経験者、労働組合、関係事業者団体、関係行政機関
(主な検討事項) ○緊急対策以外の対策(点呼のあり方等)の審議 等

○ 以下の論点については、早急に結論を出すため、第1回～第3回において議論を行う。

①運行管理者制度の強化 ← 本検討会 において議論

- ・監査結果によれば、乗務時間管理や点呼等が不適切なケースが多く、運行管理者制度の見直しが必要ではないか。
- ・状況を改善するには、どのような対策が必要か。
- ・例えば、運行管理者の資質・能力を向上させることが有効ではないか。
- ・その他、安全基準強化に向けてどのような取組を行うべきか。

②過労運転防止のための基準の強化 ← 過労運転防止検討会 から検討結果の報告を受け、議論

- ・交替運転者の配置基準について、過労運転防止のための検討会での検討状況はどのようになっているか。
- ・その他、過労運転防止のためにどのような取組を行うべきか。

③監査体制の強化 ← 監査のあり方検討会 から検討結果の報告を受け、議論

- ・国による監査の強化、及び第三者機関の導入について、監査のあり方検討会での検討状況はどのようになっているか。
- ・具体化に向けた課題は何か。対応方策は適切か。
- ・その他、監査体制の強化のためにどのような取組を行うべきか。

④処分の厳格化 ← 監査のあり方検討会 から検討結果の報告を受け、議論

- ・処分の厳格化について、監査のあり方検討会での検討状況はどのようになっているか。
- ・具体化に向けた課題は何か。対応方策は適切か。
- ・その他、処分の厳格化のためにどのような取組を行うべきか。

⑤業界・事業者における安全確保のための自主的な取組みの強化 ← 業界からの報告を受け、議論

- ・業界における自主的な取り組み状況はどのようになっているか。
- ・さらに強化していくべき方策は何か。

○ 以下の論点については、第3回～第5回において議論を行う。

⑥新高速乗合バスへの早期の移行促進 ← 事務局から移行状況の報告を受け、議論

- ・新高速乗合バスへの移行状況はどうか。
- ・新高速乗合バスへの移行に伴う大都市圏のターミナル駅周辺等におけるバス停停留所の調整状況はどうか。

⑦参入規制のあり方の検討 ← 本検討会 において議論

- ・現行の参入の動向や他法の例を踏まえ、参入規制について見直すべき点は何か。

⑧運賃・料金制度のあり方の検討 ← 貸切運賃・料金WG から検討結果の報告を受け、議論

- ・貸切バスの運賃・料金制度について、運賃・料金ワーキンググループでの検討状況はどのようになっているか。
- ・その他、適正な運賃・料金制度のためにどのような見直しが適当か。

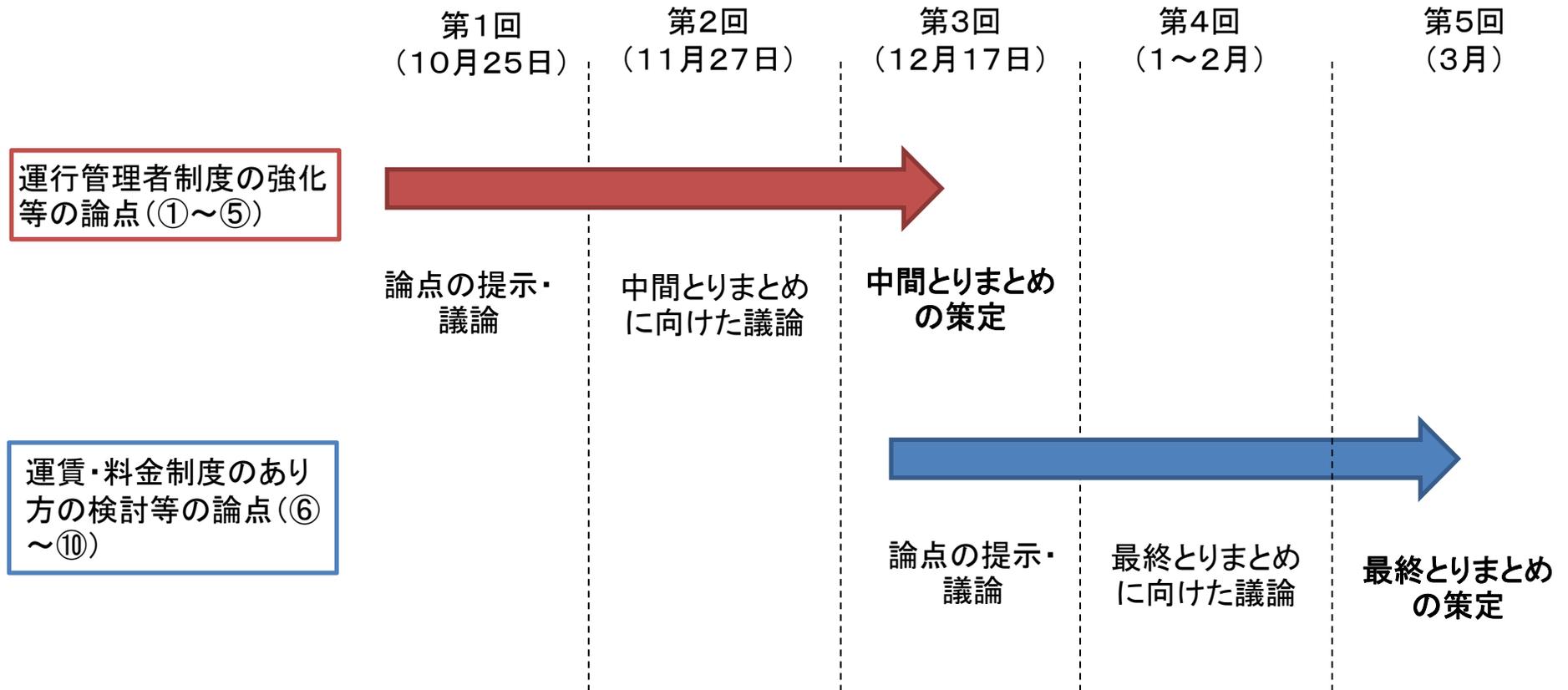
⑨旅行者と貸切バス事業者の公正な取引の確保 ← 貸切運賃・料金WG から検討結果の報告を受け、議論

- ・公正な取引の確保のため、運賃・料金ワーキンググループでの検討状況等を踏まえ、どのような見直しが適当か。

⑩その他 ← 本検討会 において議論

- ・バス事業全体の今後の発展のために、取り組むべき課題は何か。

検討会の今後のスケジュール



運行管理者の選任

自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、営業所ごとに車両数に応じて一定人数以上の運行管理者を選任しなければならない。（※道路運送法第二十三条）
（例：貸切バス事業…29両まで1名、以降30両毎に1名追加）

運行管理者の主な業務

（1）過労運転の防止

乗務記録、運行記録計により乗務時間を把握し、運転者の適切な勤務時間、乗務時間の設定や必要に応じて交替運転者を配置する等、乗務員の適正な勤務体制を確立する。

乗務割作成

定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させなければならない。

（2）点呼の実施

運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、飲酒の有無、疲労、健康状態の確認を行い運行可否の決定を行うとともに、悪天候時の運行経路の変更など安全な走行を確保するため具体的な指示を行う。

点呼

乗務しようとする運転者・乗務を終了した運転者に対して、原則対面により点呼を行い、報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

（3）運転者に対する指導監督

運行の安全を確保するため、運転者に対して常日頃から指導監督を行い、安全関係法令等を遵守の徹底を図る。

指導

路線や営業区域の状態やこれに対処できる運転技術、運転に関する法令等、運転者に対して適切な指導監督を行わなければならない。

運行管理者は必要な者の乗務指示や乗務禁止、乗務員への指導監督に加えて、施設の管理や文書等の作成及び記録の保存を行うことにより事業用自動車の運行の管理を行っている。（※旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条）

乗務管理

1. 必要な者の乗務指示等

- ①車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるときに車掌を乗務させること
- ②過労の防止を考慮した乗務割に従った運転者を事業用自動車に乗務させること
- ③運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合における交替運転者の配置

2. 乗務禁止の指示等

- ①点呼を実施すること
- ②酒気帯び乗務員を事業用自動車に乗務させないこと
- ③疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと
- ④事業者により選任された者以外の者を事業用自動車に乗務させないこと
- ⑤運転者の要件に関する政令の要件を備えない者を事業用自動車に乗務させないこと
- ⑥運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないこと
- ⑦事前に調査した経路の状態に適すると認められない事業用自動車を運行の用に供さないこと【貸切】

施設管理

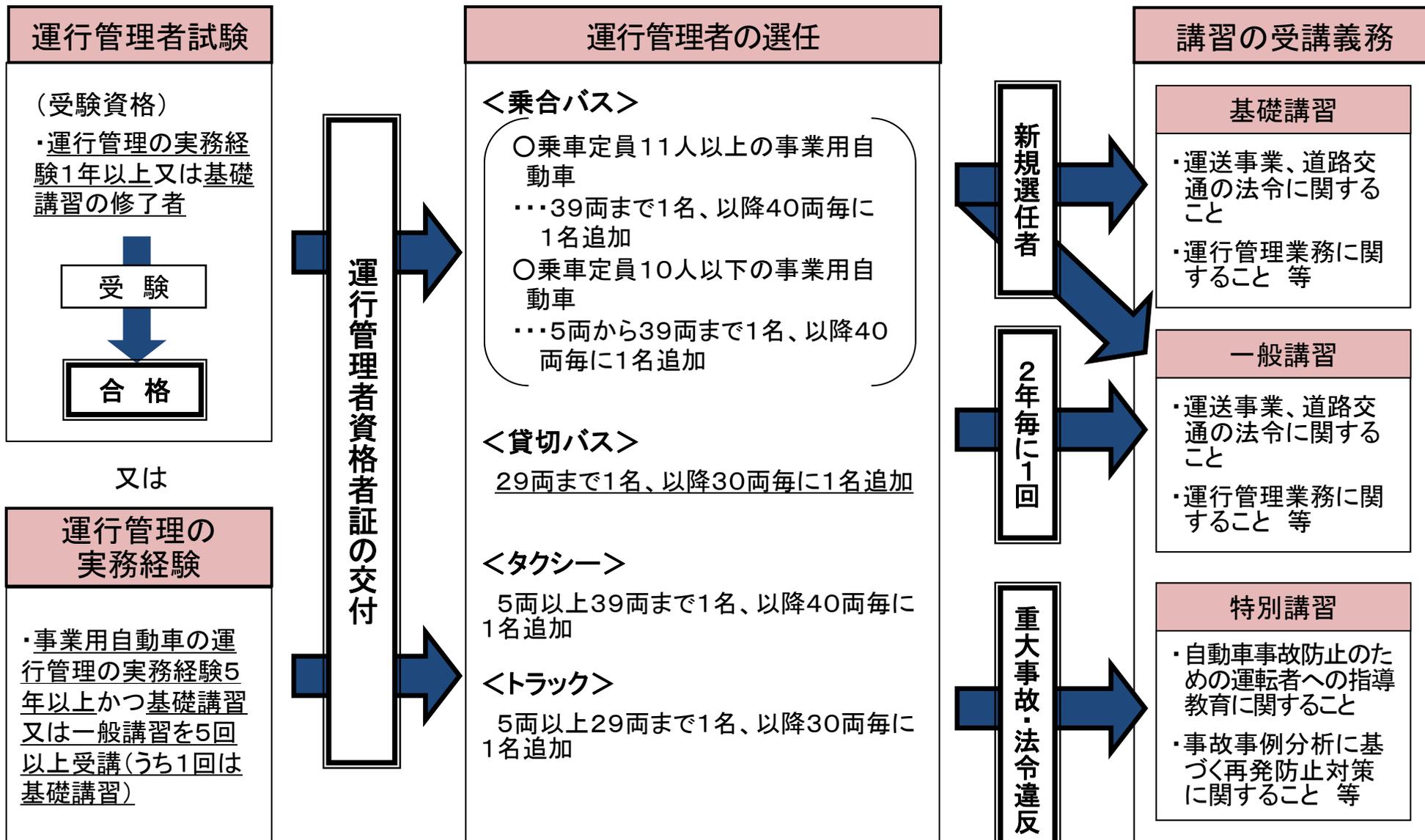
- ①休暇睡眠施設の適切な管理
- ②アルコール検知器を常時有効に保持すること
- ③運行記録計の管理
- ④一定の場合における非常信号用具の設置

乗務員への指導監督

- ①運転基準図に基づく事業用自動車の運転者への指導
- ②運行表の事業用自動車の運転者への携行指示【乗合（路線定期運行）】
- ③運行指示書に基づく事業用自動車の運転者への指示及び運行指示書の携行指示【貸切】
- ④乗務員証の携行及び乗務終了後の返還指示【タクシー】
- ⑤運転者証の表示指示【タクシー】
- ⑥運輸規則第38条に基づく従業員に対する指導監督
- ⑦適性診断の受診
- ⑧補助者に対する指導及び監督
- ⑨事故防止対策に基づく従業員に対する指導監督

文書等の作成及び記録の保存

- ①点呼簿の作成及び保存
- ②運行記録計の記録の保存
- ③事故の記録及び保存
- ④運転基準図の作成及び営業所への備え付け【乗合】
- ⑤運行表の作成【乗合（路線定期運行）】
- ⑥運行の主な経路における道路及び交通の状況の事前調査【貸切】
- ⑦運行指示書の作成及び保存【貸切】
- ⑧乗務員台帳の作成及び営業所への備え付け
- ⑨運転者証の保管【タクシー】



(※旅客自動車運送事業運輸規則 第四十七条の九)

(※旅客自動車運送事業運輸規則 3 第四十八条の四)

指定試験機関

国土交通大臣の指定により、公益財団法人運行管理者試験センターが実施（※道路運送法第四十四条）

試験の実施

各年度2回（8月、3月）、全国各都道府県の試験会場で実施

試験の種類

試験の種類	旅 客	貨 物
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する者 ・国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了された者 	
出題範囲	○以下の出題分野ごとの法令等について筆記試験 (1) 道路運送法 (2) 道路運送車両法 (3) 道路交通法 (4) 労働基準法 (5) その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力	○以下の出題分野ごとの法令等について筆記試験 (1) 貨物自動車運送事業法 (2) 道路運送車両法 (3) 道路交通法 (4) 労働基準法 (5) その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力
出題数	30問	30問
合格基準	① 原則として、総得点が満点の60%（30問中18問）以上であること。 ② (1)～(4)の各出題分野ごとに正解が1問以上であり、(5)については正解が2問以上であること。	

（※旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十）

受験手数料

受験手数料：6,000円

合格率

旅客：55.5%、貨物：41.2%（平成24年度第1回試験（8月）の実施結果）

法令で定められた各種講習の概要について

○法令で定められた講習について（基礎講習／一般講習／特別講習）（※旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四）

講習の種類	対象者	講習時間	内 容
基礎講習	運行管理者になろうとする者	16時間 (3日)	自動車運送事業に関する法令 道路交通に関する法令 運行管理の業務に関すること 自動車事故防止に関すること 自動車運転者の指導及び監督に関すること
一般講習	既選任の 運行管理者	5時間 (1日)	自動車運送事業に関する法令 道路交通に関する法令 運行管理の業務に関すること 自動車事故防止に関すること 自動車運転者の指導及び監督に関すること その他運行管理者として必要な事項
特別講習	事故等の相応の 責任を有する 運行管理者	13時間 (2日)	自動車運送事業に関する法令 道路交通に関する法令 運行管理の業務に関すること 自動車事故防止のために必要な自動車運転者の指導及び監督に関すること 自動車事故に係る生理的及び必理的な要因に関すること 適性診断の結果の運行管理の業務への活用に関すること 事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること 事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議



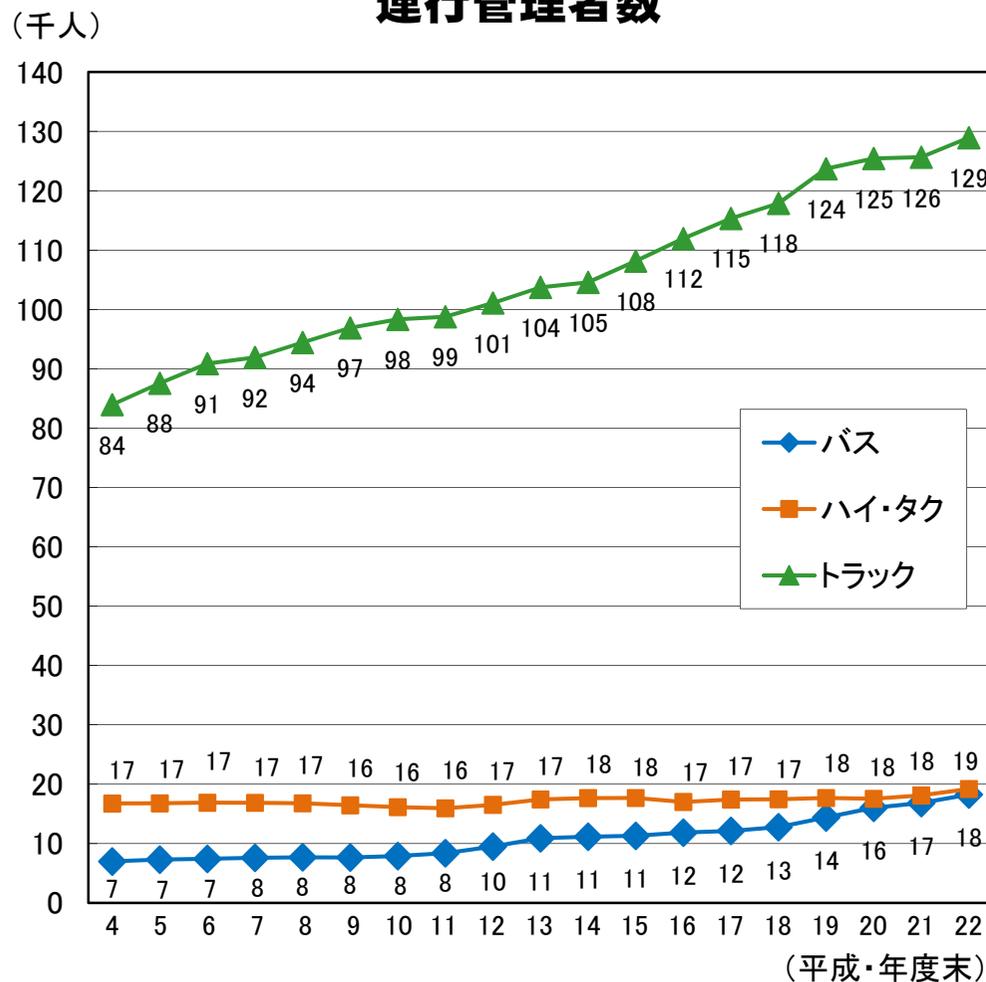
講習の様子



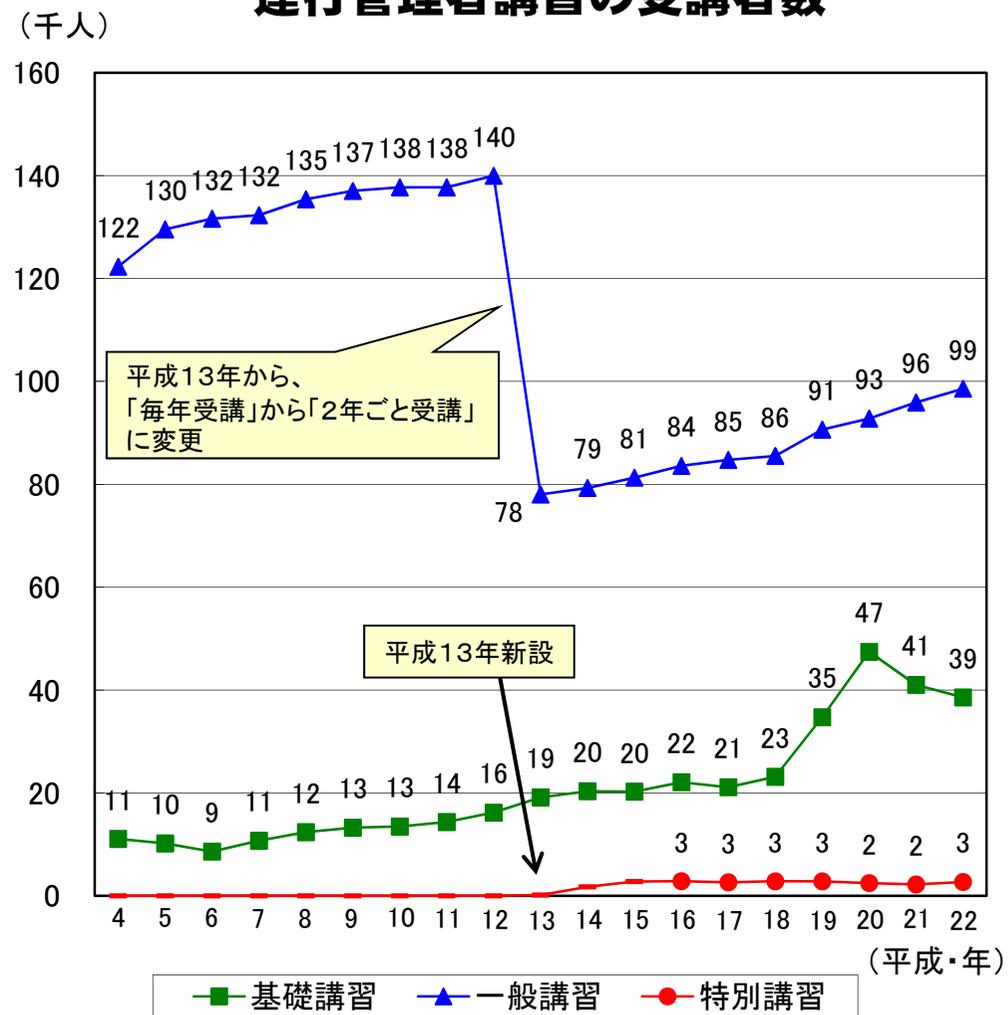
講習用テキスト

（※）国土交通大臣は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する講習を認定している。

運行管理者数



運行管理者講習の受講者数



実務経験のみの資格取得における課題

運行管理者試験ではなく、「実務経験のみ」によって運行管理者資格を付与する場合、運行管理者が把握しておくべき**安全対策上重要な法令知識が十分でない可能性**がある。

⇒ 運行管理者資格を付与する要件として、**資格試験に合格する方法に統一**すべきではないか。

資格の恒久化における課題

運行管理者資格を恒久化しているため、ひとたび資格を付与すれば、随時改正される**最新の法令知識が十分でなかったとしても、運行管理者を恒久的に選任することが可能な状態**となっている。

⇒ **更新制を導入**することにより、**定期的に運行管理者の法令知識等をチェック**すべきではないか。

※一部極めて悪質な法令違反を犯した運行管理者に対しては、道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令処分を行うことが可能。

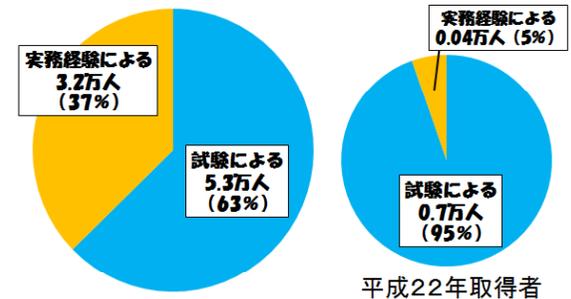
事故発生時等の臨機応変な対応の必要性

乗務中の運転者に健康上の異常が認められた場合や事故が発生した場合、運行管理者は、運転者の健康状態や乗務実績の把握、乗客を代替輸送する運転者や車両の手配等を速やかに行う必要がある。

⇒ **運転者の健康状態の把握や事故対応等を迅速かつ適切に実施させるなど、運行管理者の義務や権限・責任を改めて明確化**すべきではないか。

【参考1】

運行管理者資格者証の取得方法について(旅客)



累計取得者(平成22年まで)

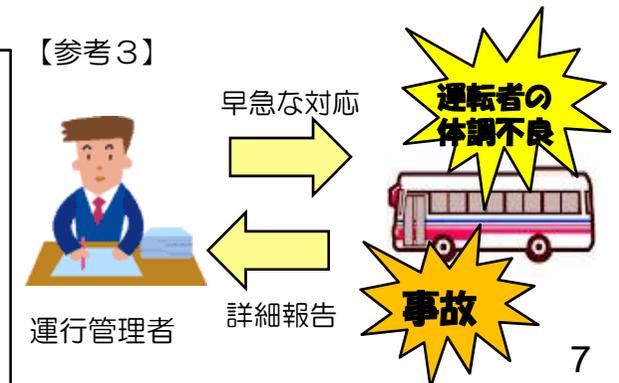
累計取得者数：約 8.5万人
(平成22年まで累計)

【参考2】

近年の安全対策に関する法令改正(主要なもの)

- 平成23年 5月
安全規則の改正(点呼時のアルコール検知器の使用を義務付け)
- 平成24年 7月
交替運転者の配置基準の策定

【参考3】



「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」について

資料8

勤務時間及び乗務時間に係る基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方や運転者の健康状態の把握方法など過労運転防止対策全般を見直すための検討会として設置。

これまでの経緯

関越自動車道における高速ツアーバス事故に対する対応として、7月までに緊急対策を決定。

- 第1回～第3回(5～6月):緊急対策の議論、決定
7月20日 :配置基準の施行
第4回(7月) :緊急対策以外の審議開始

高速ツアーバス等の過労運転防止に係る緊急対策

「交替運転者の配置基準」の設定

高速ツアーバス等の夜間運行において、一運行あたり、以下の運行距離又は乗務時間を超える場合は交替運転者を必要とする。

運行距離:実車距離が400kmを超える場合。

ただし、特別な安全措置(以下)を講じ、その内容について公表を行っている場合は500kmとする。

乗務時間:一人の運転者の乗務時間が10時間を超える場合。

特別な安全措置

(1)必須項目(全て)

- ① 遠隔地における第三者立ち会いによる点呼等
- ② デジタル式運行記録計による運行管理
- ③ 連続運転時間を概ね2時間ごとに合計で20分以上の休憩
- ④ 休憩期間が11時間以上

(2)選択項目(上記に加え、以下の項目に1つ以上該当)

- ⑤ 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
- ⑥ 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
- ⑦ 高速バス運転者の育成プログラムを有する
- ⑧ ドライブ・レコーダーによる運転者指導
- ⑨ 居眠りを感知できる装置の装備
- ⑩ 24時間体制による運転者サポート 等

「交替運転者の配置基準」の実効性確保のための措置

・緊急講習 ・自己チェック ・一斉点検 ・SA等での体調報告等

今後の予定

高速ツアーバス以外の過労運転防止対策等について、以下のスケジュールで検討を実施予定。

第5回(11月上旬):緊急対策のレビュー
今後のスケジュール・進め方の提示及び決定

第6回～第8回(11月中下旬～来年3月):以下を議論予定

- ①夜間・長距離運行する貸切バスの配置基準
- ②夜間・長距離運行する高速乗合バスの配置基準・運転時間等
- ③昼間・中長距離運行する貸切バスの配置基準・運転時間等
- ④昼間・中長距離運行する高速乗合バスの配置基準・運転時間等

今後の検討項目(案)

- ①夜間・長距離運行する貸切バス
・高速ツアーバスに対する交替運転者の配置基準と同等の基準のスキーバス、登山バスを含む貸切バス全般への適用拡大を検討。
- ②夜間・長距離運行する高速乗合バス
・一人乗務で実車距離400kmを超える夜間運行を行う路線の実態を調査し、配置基準・運転時間等の対策を検討。
- ③昼間・中長距離運行する貸切バス
・周遊型運行の乗務形態を調査し、交替運転者の配置指針(670km)の見直しを検討。
- ④昼間・中長距離運行する高速乗合バス
・長距離運行や中距離・複数乗務など過労運転防止対策が必要な乗務形態を調査し、配置基準・運転時間等の対策を検討。

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」中間とりまとめ(案)の概要

資料9

本年8月に自動車局に設置した、専門家の委員の方々から構成される「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」において、自動車運送事業者に対する監査を見直すための検討を進めてきた。10月中に検討会において中間とりまとめを行い、監査の見直しの方向性を示す予定。

検討会のスケジュール

- 第1回会合(8/8):現状報告及び論点整理
- 第2回会合(9/12):論点の更なる検討
- 第3回会合(10/17):中間とりまとめ案の検討
(中間とりまとめ案において監査の見直しの方向性を提示)

来年3月:最終とりまとめ(予定)

検討会の中間とりまとめ(案)の概要

1. 効率的・効果的な監査の実施

- (1)運送事業者に対する確認・指導
 - ①トラックの適正化事業実施機関の例に倣った第三者機関の設置・運用による貸切バス事業者等に対する確認・指導の実施
 - ②第三者機関による確認結果の監査への活用等
- (2)運送事業者自らの安全チェックの強化
運送事業者自らが法令遵守状況の確認を定期的を実施し、その結果を国に報告させる仕組みを新たに整備
- (3)悪質な運送事業者に対する重点的な監査の実施
 - ①第三者機関の活用等により、国の監査は「悪質な運送事業者」に重点化
 - ②第三者機関や利用者等からの通報も含め、監査の端緒情報を充実させるとともに、システムで一元的に管理・分析すること等により、悪質な運送事業者を抽出
- (4)街頭における監査の実施
運送事業者の運行時における法令遵守状況の確認を実施
- (5)監査業務の効率化
重要な法令違反の有無を優先確認するなどによる効率的な監査手法を検討
- (6)運送事業者における適切な運行管理体制の整備(監査環境の改善)
- (7)優良運送事業者の認定制度等の活用

2. 実効性のある行政処分等の実施

- (1)安全性に直接関わる法令等の違反が確認された場合の現場での迅速な対応
現場で運送事業者に所要の是正措置を実施させる仕組みを整備
- (2)悪質な運送事業者に対する処分の厳格化
以下のような厳格な対応を行うことにより、悪質な運送事業者を確実に排除
 - ①重要な法令等の違反に対して事業停止とできるような処分基準を強化
 - ②改善指導に従わない事業者、累犯事業者に対して事業許可取消とするなど、処分を厳格化
 - ③事業廃止届出を事後届出制から事前届出制に改めるなど、効果的な処分逃れ対策を実施
- (3)運送事業者に対する処分情報の一層の活用
 - ①運送事業者における処分に対する認識の向上
 - ②運送事業者の処分情報の利用者等への情報提供
- (4)金銭的処分導入の可能性
引き続き検討

高速ツアーバス連絡協議会 事故後の対応・取組について

高速ツアーバス連絡協議会

2012年10月25日



事故後の対応

事故後の対応方針

事故の背景

- 企画実施会社(旅行会社)が、安全確保意識、法令遵守意識が著しく欠如している運行会社(貸切バス事業者)に運行を依頼したこと

対応の基本方針

- 「高速ツアーバス業態の危機」として重く受け止め、社会の信頼を回復することを最優先
- 企画実施会社と運行会社との間で、安全確保、法令遵守の状況についてお互いによく理解し合った上で運行依頼、受注を行なう体制づくり
- 社会的に注目が高まった「夜間の長距離運行」に関し、明確な上限を設定
- それらの内容を、協議会および各会員が公表することで「安全の見える化」を実現

なるだけ早期に自主ルールを策定、公表するとともに、国の対策が決定しだい自主ルール見直しを行なう

前提

「新高速バス」制度が想定する効果

①貸切バス事業者の法令遵守状況の問題

- 委託者自身がバス事業者であるため、バスの運行管理に必要な知識と意識が必須
- 受託者として国の許可を得た貸切バス事業者以外が運行することはない
- 委託者が意図しない貸切バス事業者に運行を委託する事態が発生しない
- 受託者の事故、法令違反により委託者にも罰則の可能性が発生するため、受託者の選定を慎重に行なう傾向

②集合場所の問題

- 専用のバス停が確保される

③規制格差の問題

- 制度一本化により解消

対応方針

中期的(約1年)

会員全社が「新高速バス」制度に移行できるよう、関係機関との調整や会員への支援を行なう



短期的

移行完了までの間、現行制度下において安全に万全を期すための自主的対策を実施。国の「緊急対策」が確定したことで、それに対応する

対策①自主対策の制定

「高速ツアーバス安全確保指針」の制定

趣旨

新高速バス制度の中で安全に寄与する部分を先取りし、自主ルール化

スケジュール

- 5月16日** 指針策定。国土交通大臣に報告。記者発表
- 5月29日** 第一回実地調査
- 6月4日** 会員の指针对応状況をサイトで公開開始
- 6月14日** 会員向け説明会

対策①自主対策の制定

骨子

- 企画実施会社は、あらかじめ法令遵守状況、安全確保状況を把握した貸切バス事業者にのみ運行を依頼
- 実車走行距離450km以上のコースでは交替運転者を配置
- 募集広告上にて、交替運転者の有無、任意保険の加入状況などを表示



- 協議会は、会員の遵守状況を予告なしに実地調査する
- 協議会は、会員の指针对応状況をホームページで公表する

対策②国の「緊急対策」の周知と徹底

「緊急対策」の会員への周知

7月11日 総会にて

(本省安全政策課、旅客課、観光産業課よりご説明)

7月20日 企画実施会社部会員向け説明会

(関東運輸局よりご説明) 副大臣現地ご視察

8月8日 説明会

(本省旅客課、関東運輸局よりご説明)

8月16日 「事業者リスト」非掲載事業者による運行について
法令遵守再確認通達文章発信

8月17日 法令遵守状況等、情報共有制度新設

対策②国の「緊急対策」の周知と徹底

会員への遵守徹底

実地調査の実施

16回、1000台以上に実施

実施日	地区	実施日	地区
6月20日	新宿	8月31日	東京駅
6月27日	東京駅	9月7日	大阪
7月6日	横浜、TDR	9月14日	東京駅、名古屋、大阪
7月13日	名古屋	9月16日	名古屋、大阪
7月20日	大阪	9月21日	横浜
7月27日	仙台	9月28日	福岡
8月3日	海老名SA	10月5日	TDR
8月10日	新宿	10月12日	羽生PA

対策②国の「緊急対策」の周知と徹底

受託販売会社部会向け通知

- ① 国土交通省の発表などにより悪質な違反が判明した事例を受託販売会社部会に対し通知
→受託販売会社(予約サイト)にて販売停止事例あり
- ② 実地調査の結果を点数化して通知
→区域外配車、交替運転者の配置、車両表示など対象

当面のミッション

- ① 「夏の多客期」は終わったが、新高速乗合バスへ移行完了するまで、会員に対し高い意識を継続させる
- ② 新高速乗合バスへの円滑な移行を支援する

当面の課題

「新高速乗合バス」業態転換に向けての課題

- 旅行業からバス事業者への業態転換

対象38社のうち10社程度が、バス事業を併営していない旅行会社

→現事業規模の50%(原則)以上のバス車両と乗務員など確保する必要

- 停留所確保

停留所確保に向け関係諸機関、既存乗合バス事業者に向け停留所確保の調整、協力を依頼中

→関係者の理解を得て、停留所の調整を加速化する必要

目指す方向性

新高速乗合バス制度

- 一定水準の安全性を担保
- 公平な競争環境創出
- 市場環境変化に対応した営業施策を可能に

消費者ニーズの変化

- 「バスの安全」に対する関心の高まり
- ウェブ普及により消費者側の情報量が増加

高級座席などのサービス品質のみならず、安全品質についても可視化し差異化要因に

安全への投資が報われる業界づくり

利用者が安心してバスを選べる環境づくり

業態転換・一本化を機に業界全体のさらなる成長を目指す



【参考】本協議会と高速ツアーバスの概要

協議会概要

協議会概要

- 設立 2008年(6月設立準備会 10月正式設立)
- 会員数 81社
- 会長 村瀬茂高 WILLER TRAVEL(株)代表取締役
- 副会長 田倉貴弥 (株)平成エンタープライズ代表取締役
小櫻和光 (株)桜交通常務取締役
- 事務局 楽天バスサービス(株)

会員構成

- 企画実施会社 34社(WILLER、オリオンツアーなど)
- 運行会社 36社(杉崎観光バスなど)
- 受託販売会社 6社(楽天バスサービスなど)
- その他 センディング会社等5社

企画実施会社、受託販売会社はほぼ100%組織化
運行会社の組織率は低い

業界規模

利用者から見た「高速バス」
(そのうちの約6%)

【高速乗合バス】
109,920千人／年
(2008年度)

【高速ツアーバス】
6,000千人／年
(2010年)

【貸切バス事業】
29,858千人／年
(2009年度)

※他に、観光バスツアー、送迎等

道路運送法における
貸切バス
(そのうちの約20%)

業界規模

【貸切バス事業者】
約4,500社

貸切バス事業者の約4%

【高速ツアーバス事業者
リスト掲載会社】約200社

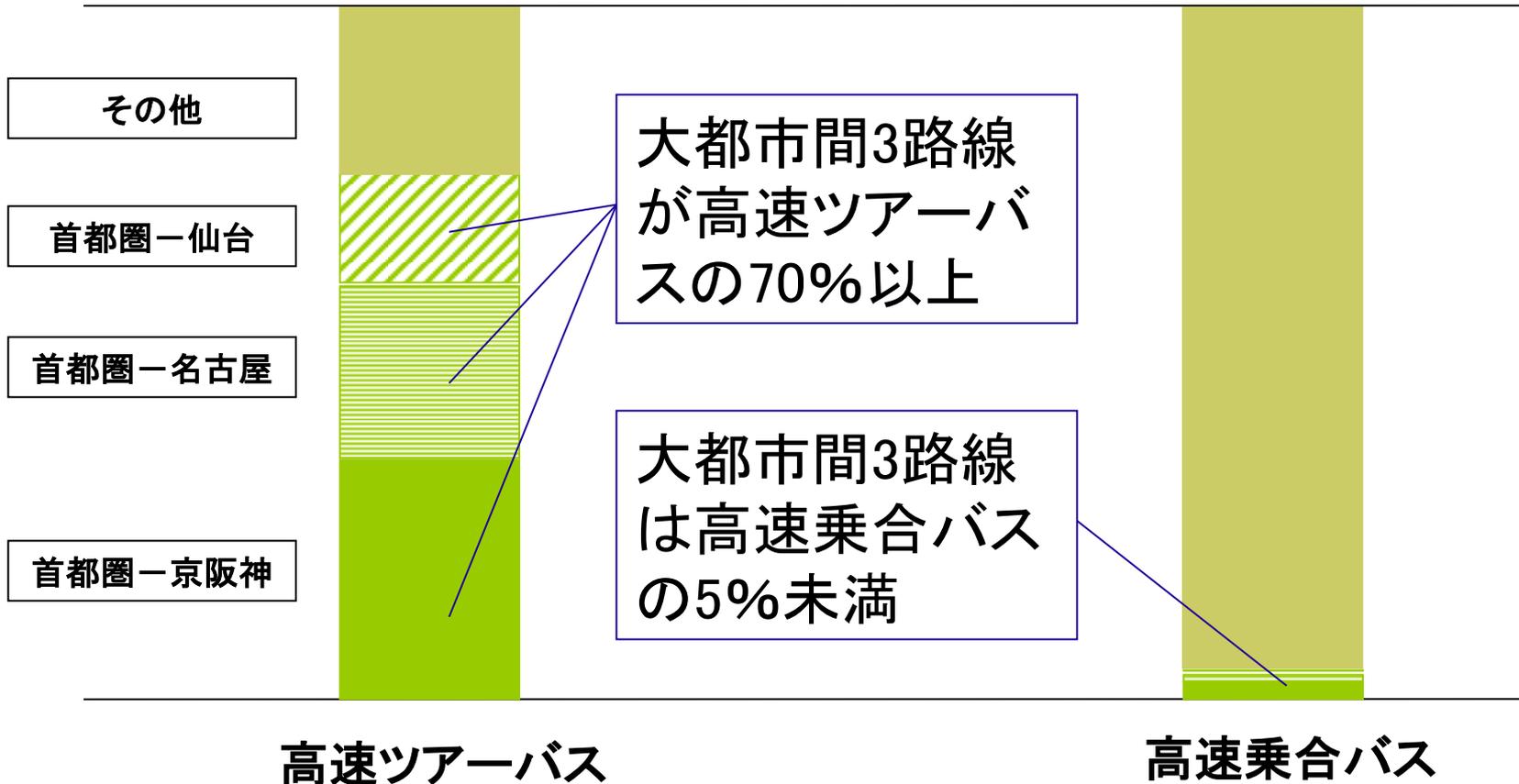
高速ツアー
バス事業

- 高速ツアーバス主体の事業者:7~8社
 - 定期的に高速ツアーバスを運行:40~50社
 - 一般的な貸切バスが主体の事業者:上記を除く
ほとんど
- ※推計値

「ツアー」は高速ツアーバス連絡協議会調べ。
2009年

「乗合」は『第4回全国幹線純流動量調査』
国土交通省。データは2005年

特徴(路線別利用者数)



地方路線が主体の高速乗合バスに対し、高速ツアーバスは大都市間路線が中心

特徴(路線別利用者数)

